

京田辺市訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型サービス11	イ 訪問型サービス費(独自) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービス11日割	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービス12	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービス12日割	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービス13	事業対象者・要支援2(週2回を 超える程度)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービス13日割	事業対象者・要支援2(週2回を 超える程度)	123	1日につき
A2	C211	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	-12	1月につき
A2	C220	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	-1	1日につき
A2	C212	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	-23	1月につき
A2	C213	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	-1	1日につき
A2	C214	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13	事業対象者・要支援2(週2回を 超える程度)	-37	1月につき
A2	C215	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13日割	事業対象者・要支援2(週2回を 超える程度)	-1	1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業者と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う 場合 所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分90以上 の場合 所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算	
A2	8310	訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算	